

静岡県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年4月2日

静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	渡邊	芳文
静岡県監査委員	鳥澤	由克
静岡県監査委員	田口	章

第1 監査の概要

令和2年12月22日から令和3年3月16日までに実施した本庁、出先機関及び財政的援助団体等に係る監査である。

本庁及び出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

財政的援助団体等に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかなどの視点から監査を実施した。

第2 定期監査の結果

【本庁】

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

(1) 経営管理部

ア 監査実施日 令和3年3月16日

イ 監査結果

(7) 財務監査 意見 自動体外式除細動器（AED）の統一的な管理体制の確立について

(2) 交通基盤部政策管理局総務課、経理課

ア 監査実施日 令和3年3月16日

イ 監査結果

(7) 財務監査 意見 交通基盤部における不適切な事務処理多発に対する再発防止について

(3) 出納局用度課

ア 監査実施日 令和3年3月16日

イ 監査結果

(7) 財務監査 意見 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理について

(4) 教育委員会事務局教育総務課

ア 監査実施日 令和3年3月16日

イ 監査結果

(7) 財務監査 意見 自動体外式除細動器（AED）の統一的な管理体制の確立について

2 監査結果がない機関 該当なし

【出先機関】

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

(1) 消防学校

ア 監査実施日 令和3年2月2日

イ 監査結果

(7) 行政監査 指摘 訓練装置の破断事故の発生

(2) 下田財務事務所

ア 監査実施日 令和3年2月15日

イ 監査結果

(7) 財務監査 注意 建設工事の不適切な設計

(3) 沼津財務事務所

ア 監査実施日 令和3年3月12日

イ 監査結果

(7) 財務監査 指摘 事務放置による不動産取得税の著しい課税遅延

(4) ふじのくに地球環境史ミュージアム

ア 監査実施日 令和3年3月12日

イ 監査結果

(7) 財務監査 注意 ①業務委託における収支報告書の未徴収
②徴収委託に係る不適切な事務処理

(5) 下田土木事務所

ア 監査実施日 令和3年2月16日

イ 監査結果

(7) 財務監査 指摘 建設工事現場等における第三者事故等の多発

(6) 静岡土木事務所

ア 監査実施日 令和3年2月9日

イ 監査結果

(7) 財務監査 注意 河川占用料の徴収誤り

(7) 島田土木事務所

ア 監査実施日 令和2年12月23日

イ 監査結果

(7) 財務監査 注意 ①河川占用料の徴収誤り
②建設工事現場等における第三者事故等の多発

- ③建設工事における不適切な契約変更事務（同様事案の再発）
- ④業務委託における不適切な発注計画
- ⑤補償工事に必要となる協議の未実施及び補償工事承諾書の未受領（同様事案の再発）
- ⑥例月指導検査における注意事項等の多発

意見 不適切な事務処理の再発防止について

(8) 三島南高等学校

ア 監査実施日 令和3年3月16日

イ 監査結果

(7) 財務監査 指摘 業務委託等に係る不適切な会計事務処理

(9) 静岡農業高等学校

ア 監査実施日 令和3年3月12日

イ 監査結果

(7) 行政監査 注意 会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り（同様事案の再発）

(10) 磐田西高等学校

ア 監査実施日 令和3年3月16日

イ 監査結果

(7) 行政監査 指摘 部活動費の不適切な管理

(11) 浜松西高等学校

ア 監査実施日 令和3年1月7日

イ 監査結果

(7) 財務監査 注意 その他金券類の不適切な管理

2 監査結果がない機関

- (1) 賀茂地域局〔賀茂広域消費生活センター〕（監査実施日 令和3年2月15日）
- (2) 賀茂健康福祉センター〔賀茂保健所、賀茂児童相談所、賀茂知的障害者更生相談所〕（監査実施日 令和3年3月12日）
- (3) 賀茂農林事務所（監査実施日 令和3年2月15日）
- (4) 志太榛原農林事務所〔中部家畜保健衛生所〕（監査実施日 令和2年12月23日）
- (5) 清水技術専門校（監査実施日 令和3年2月2日）
- (6) 計量検定所（監査実施日 令和3年3月16日）
- (7) 農林環境専門職大学〔農林環境専門職大学短期大学部〕（監査実施日 令和3年2月15日）
- (8) ふじのくに茶の都ミュージアム（監査実施日 令和3年3月12日）
- (9) 漁業高等学園（監査実施日 令和3年2月15日）
- (10) 焼津漁港管理事務所（監査実施日 令和3年1月12日）
- (11) 御前崎港管理事務所（監査実施日 令和3年2月4日）
- (12) 静東教育事務所（監査実施日 令和3年3月12日）

- (13) 下田高等学校 (監査実施日 令和3年2月15日)
- (14) 松崎高等学校 (監査実施日 令和3年2月15日)
- (15) 稲取高等学校 (監査実施日 令和3年2月15日)
- (16) 伊東商業高等学校 (監査実施日 令和3年3月12日)
- (17) 熱海高等学校 (監査実施日 令和3年1月13日)
- (18) 伊豆総合高等学校 (監査実施日 令和2年12月22日)
- (19) 静岡西高等学校 (監査実施日 令和3年2月15日)
- (20) 清流館高等学校 (監査実施日 令和3年2月15日)
- (21) 藤枝北高等学校 (監査実施日 令和3年2月15日)
- (22) 島田工業高等学校 (監査実施日 令和3年2月15日)
- (23) 掛川工業高等学校 (監査実施日 令和3年3月12日)
- (24) 小笠高等学校 (監査実施日 令和3年3月12日)
- (25) 天竜高等学校 (監査実施日 令和3年2月15日)
- (26) 浜松商業高等学校 (監査実施日 令和3年2月15日)
- (27) 浜名高等学校 (監査実施日 令和3年2月15日)
- (28) 浜北西高等学校 (監査実施日 令和3年1月7日)
- (29) 新居高等学校 (監査実施日 令和3年3月12日)
- (30) 清水特別支援学校 (監査実施日 令和3年2月15日)
- (31) 浜北特別支援学校 (監査実施日 令和3年3月12日)
- (32) 浜松西高等学校中等部 (監査実施日 令和3年1月7日)
- (33) 下田警察署 (監査実施日 令和3年2月15日)
- (34) 伊東警察署 (監査実施日 令和3年1月13日)
- (35) 裾野警察署 (監査実施日 令和3年1月20日)
- (36) 御殿場警察署 (監査実施日 令和3年1月20日)
- (37) 島田警察署 (監査実施日 令和3年2月15日)
- (38) 牧之原警察署 (監査実施日 令和3年2月4日)
- (39) 袋井警察署 (監査実施日 令和3年1月21日)
- (40) 浜松西警察署 (監査実施日 令和3年2月15日)

第3 財政的援助団体等監査の結果

1 監査結果がある機関 (監査結果の概要は別表のとおり。)

(1) ASC日本平グループ

ア 監査実施日 令和3年3月12日

イ 監査結果 注意 指定管理業務の不適切な事務執行

(2) プラサヴェルデ運営共同事業体

ア 監査実施日 令和3年3月12日

イ 監査結果 注意 現金の照合等の未実施

2 監査結果がない機関

- (1) 北方領土返還要求静岡県民会議（監査実施日 令和3年2月15日）
- (2) 静岡県原子力発電所環境安全協議会（監査実施日 令和3年2月15日）
- (3) 公立大学法人 静岡文化芸術大学（監査実施日 令和3年3月12日）
- (4) 公益財団法人 しずおか健康長寿財団（監査実施日 令和3年3月12日）
- (5) 浜松医療センター（監査実施日 令和3年3月12日）
- (6) 地方独立行政法人 静岡県立病院機構（監査実施日 令和3年3月12日）
- (7) 社会福祉法人 岳陽会（監査実施日 令和3年2月15日）
- (8) 一般社団法人 静岡県商工会議所連合会（監査実施日 令和3年3月12日）
- (9) 公益財団法人 世界緑茶協会（監査実施日 令和3年2月15日）

(別表) 監査結果の概要

【定期監査（本庁）】

監査箇所	区分	概要	
経営管理部	意見	件名	自動体外式除細動器（AED）の統一的な管理体制の確立について
		内容	<p>各総合庁舎をはじめ、他の出先機関においてもAEDの設置が進んでいますが、県有の施設においては、職員を含む県民の命を守る十分な体制を確保しておく必要があり、施設の性質や規模に応じたAEDの設置、適正な管理が求められるところです。</p> <p>現状では、AEDの設置、管理は各出先機関に委ねられていますが、令和2年度に実施した「出先機関等における自動体外式除細動器（AED）の管理等に関する監査」の結果、AEDの設置の可否を含め、AED本体の耐用期間の超過や厚生労働省が求める「点検担当者の配置」、「日常点検の実施」などが実施されていない所属が複数確認されており、AEDを一元的に管理、指導を行う部署を明確にし、統一的な対応を図っていく必要があると考えられます。</p> <p>つきましては、経営管理部が中心となって、一元的な管理・指導を行う体制を構築し、各機関に対して、AEDの適正な管理について具体的に指導を行うとともに、今後のAEDの設置、更新に当たっては、全庁的な設置基準を明確にしてAEDの設置が必要な所属に配置を行ってください。</p> <p>また、AEDの導入に当たっては、効率的かつ効果的な方法により導入できるよう検討してください。</p> <p>加えて、各機関においては、設置されたAEDを適切に維持管理し、いつでも使用できるようにしておくとともに、AEDを使用できる人材を増やすことが求められます。</p> <p>いざという場合に備え、職員が率先してAEDの使用方法を習得で</p>

			きるよう努めてください。
交通基盤部政策 管理局総務課、 経理課	意見	件名	交通基盤部における不適切な事務処理多発に対する再発防止について
		内容	<p>令和2年度の土木事務所の定期監査において、不適切な事案の多発が確認されています。島田土木事務所は7件、袋井土木事務所は4件、沼津土木事務所、浜松土木事務所は3件と多発しており、前回監査において指摘された事項が改善に結びついていない事案も3件発生しており、所属におけるチェック体制や再発防止策が十分でない状況であります。</p> <p>また、多発の要因として、ここ数年の事業量の拡大、異常気象等による水防業務の増加や災害対応に関わる業務量の増加などによる職員の負担の増加が要因の一つと考えられます。</p> <p>つきましては、交通基盤部として、土木事務所における不適切な事務処理が多発した原因を分析するとともに、人員の増加など執行体制を含めた実効的な再発防止策を検討し、早急に対応してください。</p>
出納局用度課	意見	件名	自動体外式除細動器（AED）の適切な管理について
		内容	<p>静岡県財産規則においては、物品を借受ける際には物品借受調書の作成を要するとされていますが、令和2年度に実施した「出先機関等における自動体外式除細動器（AED）の管理等に関する監査」において、他団体から借受けたAEDについて、物品借受調書を作成していない不適切な事案が複数確認されています。</p> <p>原因は、購入価格が10万円未満の消耗品であることや、他団体がリース契約したものを借受けたとして物品借受手続きが不要であると誤認していたものであり、適正な事務処理について改めて周知が必要と考えます。</p> <p>つきましては、各機関に対して、静岡県財産規則に沿った適正な事務処理について周知を図るとともに、物品事務指導検査等を活用して注意喚起を行うなど、不適切な事務処理の再発防止に努めてください。</p> <p>また、AEDは、比較的長期間にわたって反復使用に耐える物であり、また、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物品であり、適正な管理が必要であることから、取得価格が10万円未満であっても、パーソナルコンピューター等と同様に備品として定義し、物品台帳に登載して適切に管理することが望ましいと考えられますので、必要な制度改正について検討してください。</p>

教育委員会事務局 教育総務課	意見	件名	自動体外式除細動器（AED）の統一的な管理体制の確立について
		内容	<p>教育委員会の出先機関において、県立学校を中心にAEDの設置が進んでいますが、県有の施設においては、職員、生徒を含む県民の命を守る十分な体制を確保しておく必要があります、施設の性質や規模に応じたAEDの設置、適正な管理が求められるところです。</p> <p>現状では、AEDの設置、管理は各出先機関に委ねられていますが、令和2年度に実施した「出先機関等における自動体外式除細動器（AED）の管理等に関する監査」の結果、AED本体の耐用期間の超過、消耗品の使用期限切れや厚生労働省が求める「日常点検の実施」、「点検記録の作成」などが実施されていない所属が複数確認されており、AEDを一元的に管理、指導を行う部署を明確にし、統一的な対応を図っていく必要があると考えられます。</p> <p>また、県立学校におけるAEDの調達においては、PTA又は後援会の団体会計から借り受けているものが多くを占めていますが、AEDは、生徒や教職員のみならず、地域住民にも活用が見込まれるところであることから、本来、県が計画的に設置を進めるべきであると考えます。</p> <p>つきましては、貴課が中心となって、一元的な管理・指導を行う体制を構築し、各機関に対して、AEDの適正な管理について具体的に指導を行うとともに、今後のAEDの設置、更新に当たっては、財源、調達方法をはじめ、効率的かつ効果的な方法により、教育委員会として計画的な導入について検討してください。</p> <p>加えて、各機関においては、設置されたAEDを適切に維持管理し、いつでも使用できるようにしておくとともに、AEDを使用できる人材を増やすことが求められます。</p> <p>いざという場合に備え、職員が率先してAEDの使用方法を習得できるよう取り組むとともに、県立学校において多くの生徒がAEDの使用方法を習得できるよう努めてください。</p>

【定期監査（出先機関）】

監査箇所	区分	概要	
消防学校	指摘	件名	訓練装置の破断事故の発生
		内容	令和元年11月、静岡県消防学校における消防職員専科教育警防科の実科訓練中、濃煙熱気実火災訓練装置のコンテナ天井部が破断し、修繕に約1千万円を要した。事前の安全確保が不十分であったため事故を予見できず、重大な人的被害が生じた可能性もあり、訓練の安全管理に問題があった。

下田財務事務所	注意	件名	建設工事の不適切な設計
		内容	令和2年度に実施した網戸設置工事において、構造上の安全性を確認しないまま設計を行い、これに基づき施工した。
沼津財務事務所	指摘	件名	事務放置による不動産取得税の著しい課税遅延
		内容	令和2年6月に納税者からの問い合わせにより、平成26年に取得された家屋1件について、現地調査を実施し取得者に評価額を連絡したものの課税を行わず放置していたことが発覚し、平成25年から26年にかけて取得された別の家屋1件についても同様に放置していた。 当事案2件の課税については、令和2年度と著しく遅延した。
ふじのくに地球環境史ミュージアム	注意	件名	業務委託における収支報告書の未徴収
		内容	ふじのくに地球環境史ミュージアム内ミュージアムショップ営業に関する業務委託契約において、事業年度終了後2か月以内に受託者から提出させる収支報告書を平成29年度以降徴収していなかった。
ふじのくに地球環境史ミュージアム	注意	件名	徴収委託に係る不適切な事務処理
		内容	地方自治法施行令に規定する徴収事務の委託を行っている図書等売払代金の収入について、平成29年度以降、財務規則の規定による出納者への報告を求めていなかった。 また、当該委託契約書において、業務の報告手続だけでなく売払代金の管理方法、図録等の管理方法、個人情報保護等、規定すべき事項を記載せず業務委託を行っていた。
下田土木事務所	指摘	件名	建設工事現場等における第三者事故等の多発
		内容	令和2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が4件、工事関係者事故が2件発生していた。
静岡土木事務所	注意	件名	河川占用料の徴収誤り
		内容	平成26年度から令和元年度までの河川占用料5件について誤りがあり、過徴収170,700円及び還付加算金5,700円が発生していた。
島田土木事務所	注意	件名	河川占用料の徴収誤り
		内容	平成27年度から29年度までの河川占用料24件について誤りがあり、過徴収333,900円、還付加算金1,000円が発生していた。
島田土木事務所	注意	件名	建設工事現場等における第三者事故等の多発
		内容	令和元年度及び2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が4件、工事関係者事故が2件（うち、作業員1名の死亡事故1件）発生していた。
島田土木事務所	注意	件名	建設工事における不適切な契約変更事務（同様事案の再発）
		内容	前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和元年度から2年度に実施した河川災害復旧工事において、債務負担行為（ゼ

			口債)の議決を根拠とした工事であるため契約変更手続を令和元年度中に行わなければならないところ、2年度の5月に行い、時期が適切でなかった。
島田土木事務所	注意	件名	業務委託における不適切な発注計画
		内容	令和元年度に実施した橋梁補修設計業務委託において、事前調査が不足し、本来必要のない業務を発注したため、業務量の3分の1が削減されたことに加え、契約額約8百万円が3割程度減額されるなど、大幅に業務内容が変更された。
島田土木事務所	注意	件名	補償工事に必要となる協議の未実施及び補償工事承諾書の未受領(同様事案の再発)
		内容	前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和元年度から2年度に実施した補償工事において、事前に必要な協議を実施していないことに加え、地権者から補償工事承諾書を受領せずに工事を施行し、用地事務取扱要領で規定する手続を遵守していなかった。
島田土木事務所	注意	件名	例月指導検査における注意事項等の多発
		内容	令和元年度における例月指導検査において、注意事項等が30件と多発しており、同様の誤りが複数月にわたり繰り返し発生している。また、例月指導検査で指摘された事項が改善に結びついておらず、令和2年度においても類似した誤りによる注意事項等が複数発生している。
島田土木事務所	意見	件名	不適切な事務処理の再発防止について
		内容	<p>令和2年度の定期監査において、財務関係2件、工事技術関係4件と不適切な事案が多発しており、所属におけるチェック体制等が十分とられていないと考えられます。</p> <p>中でも、工事技術関係の2件は、前回監査において指摘した事項と同様の事案であり、また、財務関係の1件は、例月指導検査において類似する注意事項が複数月に繰り返し発生している事案であることから、監査や例月指導検査で指摘された事項が改善に結びついておらず、再発防止に向けた取組が十分でないと考えます。</p> <p>つきましては、このような事案が多発した原因を把握するとともに、実効的な再発防止策を所属全体として検討し、早急に対策を講じて不適切な事務処理の再発防止を徹底して下さい。</p>
三島南高等学校	指摘	件名	業務委託等に係る不適切な会計事務処理
		内容	三島南高等学校の職員は、委託料等の支払いや電気使用料の調定漏れを起し、それを隠蔽するため、支払いの根拠となる支出負担行為何の減額や自費での支払いなど複数の不適切な会計事務を行って

			<p>た。また、上司も不適切な事務処理に気が付かないなど業務管理が不十分であった。</p> <p>不適切な会計処理は次のとおりである。</p> <p>1 清掃業務委託において、令和2年3月作業分の委託料の支出負担行為何を無断で減額し、未払いとなった。また、清掃業務委託で発生する汚泥の処分費の会計書類を作成せず、不適切な事務処理を隠すため、自費で支払いを行った。</p> <p>2 自動販売機及び空調機の電気料の調定に当たり、使用量をねつ造し、実態とは異なる電気使用量に基づき調定を行った。</p> <p>3 令和元年10月分の自動販売機の電気使用料について、自動販売機設置者あての納入通知書を紛失し、通知書を発見した2年4月に自費で支払いを行った。</p> <p>4 空調修繕工事等の支払を行わず、それを隠すため支出負担行為何を減額し、関係書類を紛失した。</p>
静岡農業高等学校	注意	件名	会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り（同様事案の再発）
		内容	前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和2年度に任用した会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数に誤りがあった。
磐田西高等学校	指摘	件名	部活動費の不適切な管理
		内容	<p>磐田西高等学校の教諭は、顧問を務める部活動の父母会から県外遠征費として預かった部活動費約340万円のうち、約30万円を遠征期間中に紛失した。</p> <p>また、遠征終了後に、残金を自己預金口座及び現金で管理し、必要もなく引き出すなど不適切な管理を行い、自宅に置いていた遠征費用の残金約120万円が盗難にあった。</p>
浜松西高等学校	注意	件名	その他金券類の不適切な管理
		内容	平成27年度にiTunesカード（1,500円券×10枚）を取得、同年度中にそのうち4,800円を使用した。が、「その他金券類受払簿」における当該払高について記載をせず、その後も利用残高と帳簿残高の照合が行われず、4年以上にわたって金券類の適正な管理が行われていなかった。

【財政的援助団体等監査】

監査箇所	区分	概要	
ASC日本平グループ	注意	件名	指定管理業務の不適切な事務執行
		内容	令和2年2月11日は、日本平山頂シンボル施設の開館日と条例に規定されているが、誤って休館していた。

プラサヴェルデ 運営共同事業体	注意	件名	現金の照合等の未実施
		内容	ふじのくに千本松フォーラム（プラサヴェルデ）現金取扱等に関する規程に、手元に保管する現金については毎日、現金出納簿を照合しなければならないと規定されているが、現金出納簿が未整備であり、現金の照合を行っていなかった。また、駐車場のサービス券については、受払表等による管理を行っていなかった。